

\*\*\*\*\*

所長・宮川 それでは、今日のヌタツフ・セミナーでは、もう1つ報告をいただきます。岡山大学附設法律事務所の開所シンポジウムに参加され、報告もさせていただきます。札幌先生からの報告です。国立大学の附設法律事務所ということですので、北海道大学の田村先生のお話とも関連することが出てくるのではないかと考えております。それでは札幌先生、よろしくお願いいたします。

札幌 ご紹介いただきました札幌です。当日の資料を回覧させていただきますのでご参照ください。資料は2つあります。1つは、その日のシンポジウムのプログラム、もう1つは私のレジュメです。

岡山大学は、当初は、岡山のある弁護士さんの事務所をそのまま大学内にもってきただという形で学内法律事務所を設置したのですが、その弁護士さんが撤退されることになったようです。それで、その後をどうしようかという議論があつて、岡山バリエック法律事務所という、地方では珍しい都市型公設事務所の支所を大学内につくろうということになったようです。支所長には、岡山大学法科大学院で専任教員をつとめられている榎本先生—46期の先生ですけれども—の方が支所長という形で入ることになりました。そこで、先日開所式と記念シンポジウムが行われたわけです。開所式は、極めて盛大でした。100人ぐらいの出席者があり、国会議員も3、4人出席していました。急に来られなくなったらしいのですが、江田五月議員も出席予定だったということです。

式が終わると、弁護士会関係者は結構帰ってしまいましたが、それでもシンポジウムにも50名ぐらいの出席者がありました。

このシンポジウムを通じて岡山大学のクリニツクのご自体が詳しくわかったわけでは、実は必ずしもありませんが、このシンポジウムは、資料に「クリニツク法律事務所サミット」とありますように、法科大学院附設の法律事務所を持つということになるべく幅広く集めて議論しようということが目的だったようでありまして、その意味で大変興味深いものでした。

具体的には、資料にもありますとおり、九州大学、岡山大学、熊本大学、渋谷バリエック—これは國學院大学の中にあつて、國學院大学、東海大学、獨協大学、明治学院大学のクリニツクを担っている法律事務所です—、それから筑波アカデミア—これは筑波大学と連携している法律事務所です。そして、私早稲田大学、法政大学、大宮法科大学院というところがパネリストとして参加しました。このように、法律事務所をもっている様々な大学の教員—基本的に弁護士教員でしたが、法政の佐藤先生は研究者です—が集まって、討論がなされました。

シンポジウムは第1部、第2部に分かれておりまして、シンポジウムというよりは、むしろあらかじめ準備された論点に沿ったミニ報告が続くという形で進行がなされました。

第1部は、法科大学院教育におけるクリニツク法律事務所設置の意義とその役割というテーマでした。大学に法律事務所をつくることの意義や問題点を幅広く検討しようということがテーマでした。

第2部のテーマは、各種専門クリニツクと法科大学院教育ということでした。このテーマは、岡山大学に、医療・福祉特化型クリニツクを設置したいという問題意識を背景に設定されたように思いました。後でご説明しますが、岡山大学法科大学院では、医療・福祉特化型クリニツク—あるいはもう少し幅広く社会保障クリニツクと呼ぶうかともおっしゃっていましたけれども—、そういう専門クリニツクをやりたいというご意向があるようでした。そのことはいわば決意表明と、それから、そういう専門型クリニツクというのが、岡山のような地方都市で果たして成功するだろうかという問題意識が中核にあつて、その観点からいろいろな専門型クリニツクの人たちを呼んで議論しようということが第2部のテーマ設定の背景にはあつたようでした。そう考えると、なぜ一般民事クリニツクの私がこの第2部のパネリストだったのかという感じもしないではありませんが、ともかく第2部の問題意識は一応そういうものだと感じました。

シンポジウムは、結論としては、非常におもしろかつたです。どういうところがためになつたかということレジュメに幾つか書いております。時間の関係もありまして、ポイントのみ説明しようと思いましたが、その①から⑨、これは第1部ですが、その①から⑨、これは全体の進行設計図を描いた榎本先生が、こういう論点に関して議論するから発言を考えておいてくれと言われた論点をそのまま提示してあります。少しランダムになりますけれどもご報告します。

②のところ、法科大学院におけるク

リニツクの実施に際して、なぜ法律事務所をつくる必要があるのかというところに関して、岡大の榎本先生が報告されました。そこではもちろん、相談案件を確保しやすくするためとか、事件受任型クリニツクを実施するには法律事務所がなくては回つていけないとか、そういうことも指摘されましたが、印象的だったのが、1つは教材の提供とか研究対象の提供のための拠点という意義です。すなわち、実務が動く場というのが学内にあることによって、そこで扱った事案から教材を作成するということがスムーズにできるし、研究者もその実際の事案というものをもとにして研究を行っていくことが容易になる。そういう場として学内法律事務所の意義があるという問題提起をされました。

それからもう1つ、大学なので研究者の協力を得ることができる。すなわち、各々の研究者が専門分野の知見と連携して質の高いリーガルサービスを提供できるということも、学内法律事務所の意義ではないかという報告、これも印象的でした。

それからレジュメ⑨のところは、「法律事務所経営の観点から見た云々」というのがありますが、このところで熊本大学の田中弁護士からの学内法律事務所の説明がありました。熊本大学の学内法律事務所は早稲田からどなたが開所式に参加されましたね。

熊本大学の弁護士法人というのは、その名称が少し理解しにくくどういう位置付けの事務所なのか、これまで私はよくわかっていなかったのですが、これは、私的な法律事務所の支所、つまり従たる事務所という形で設置された法律事務所なんです

ね。その私的な法律事務所が、弁護士法人になっていて、その支所を学内法律事務所として開設したことです。開設場所については大学のキャンパス内につくるという議論もあったのですが、それではやはり依頼者からみると敷居が高いのではないかということで、町のど真ん中の市役所の向かいにつくったということでした。これも1つの考え方なのかなと思いました。

それから、いずこも同じ悩みだなと思ったのは、事件をどう確保するかが重要なテーマであるということです。田中先生は、理論的な問題を含んだ事件というのが教育には適しているというお考えでした。この点は議論があり得るところだと思いますが、そういう観点で顧問先の相談を受けたり、あるいは法テラスや市役所などの提携などを一必ずしも十分にはできていないけれども一考えているという発言があり、このあたりも参考になるのかなと思います。

それから次は、クリニック法律事務所に対する大学の関与のあり方というテーマで、九州大学の上田國廣先生に、九大の事務所のことを紹介いただきました。これも大変興味がありました。一度九大も早稲田のスタツクセミナーにおいていただければと、上田先生にお願いしておきました。

九州大学の場合には、事務所は大学が賃借をしているところを転借しているということです。2004年9月に開設しました。創設経費は先ほどの北海道大学のご報告でもでてきた学長裁量経費一国立大学にはこういうのがあるなと思ったんですけれど一、九大は総長裁量経費と呼ぶらしいの

ですけれども、これを用いて創設経費だけは賅ってくれたということですが、あとは法科大学院のほうで何とかしろという形になっているようです。

したがって事務所は基本的に独立採算であるということでした。大学から場所は借りているけれども、賃料を払っていて、相場より若干安いけれどもあまり安くはないという話でした。ですから、専任教員をやりながら独立採算で事務所運営を行うというのは、非常にきついという話をしてもらいました。

所属弁護士は弁護士実務家教員である上田先生のほかにも3名の研究者。行政法の木佐先生なども登録されているということですが、ただ、教員は兼業制限の規定で月に45時間しか弁護士業務ができないということになっています。上田先生に関しては、そもそも実務をやるということ自体が研究、あるいは教育のための準備であるという位置付けで、若干は優遇されているけれども、それにしては無制限ではないというようなことでした。こういう学内の法律事務所をきちんと運営していくためには、兼業規定の見直しとかがぜひ必要であるというところでした。このあたりは、早稲田ではあまり感じない、国立大学法人ゆえの大変さがあるのかなという感じがしました。

そういう制約のなかで、実際には、いろいろ柔軟な工夫がなされているようです。たとえば、法律事務所のすぐ上のフロアに大学の教育センターというのがあって、そこで学生を集めて何か教育活動をやったりするらしいんですね。そのセンターの非常勤の職員、つまり大学の職員ですが、その

方が実際上法律事務所の仕事を手伝ったりして、その人件費分を、事実上ただで手伝ってもらいたいなところ、少し大学の援助みたいなものがあるということでした。

ともかく、国立大学法人であるためもあるでしょうが、法律事務所の運営のために大学の財政協力に頼ることが不可欠の前提であるということを強く熱く語っておられました。

それから、同じ国立でもいろいろあって、筑波の場合には、パネリストの山口卓男先生のご報告では、弁護士法人が大学と業務委託契約を結ぶという方式をとっているということでした。早稲田もそういう方式ですが、山口先生は、大学の教員ではなくて、契約先である弁護士法人の代表者という立場だということです。事務所は大学からの賃借ですが、九州大学とは違って、学内の学生食堂の賃料が安いと同じ理由で、だいぶ安くしてもらっているという話でした。

それから、岡山大学ですが、支所長になっている榎本康浩弁護士によると、専任教員でありながら、そこで事務所を維持するというのは、授業負担も重くてきついということでした。したがって、本来であれば支所の運営に専念できる弁護士が必要ではないかという話でした。同じ国立でもいろんな形態があるんだなということを感じました。

渋谷パブリック法律事務所に関しては、これまでもいろいろ報告のあったところなので基本的に省略します。パネリストの三澤英嗣先生によると、開設時は、学内に事務所をつくると相談者が来ないんじゃない

かという議論もあったけれども、優れた弁護士がいればちゃんと相談者は来るという考えで学内につくったということでした。三澤先生は、それで事務所はちゃんと運営されていると言いましたが、他方で、学内事務所なので公設事務所なのにそれほど相談者が来ないんじゃないかという評価も外部にはあるようです。

それから、あと印象的だった点ですが、上田先生によると、九大の場合には研究者教員が弁護士登録をする場合には、必ずクリニック事務所でも登録をするという申し合わせがあるということでした。

それから、研究者が実際の実務をやると、その実務体験に基づいた授業ができる。そうすると、学生が目を輝かせて授業を聞いてくれる。これがとても新鮮であるという感想が九大で弁護士登録された研究者教員の方にはあるということでした。そういう意味でも研究者の弁護士登録を奨励していきたい、現時点でもあと2人ほどが弁護士登録を考えている研究者がいるという話が上田先生の方からありました。

次に、第2部の専門クリニックの点についてご報告します。なお、早稲田については省略させていただきます。

まず、法政大学の佐藤彰一からの報告がありました。法政ではリエゾンという法律事務所以外に大学の附属調停センターというのをつくって、ADRをやっているらしいですね。年に1件か2件しかまだ件数はないらしいですが、センターといっても特別の場所があるわけではなく、実際は教室でやるだけけれども、そこでADRのクリニックをやっているということでした。ある事件では、霊媒師が霊媒すると肩こりが治る

と言ったのが治らなかつたみたいで案件についてADRをやったといった報告をされていきました。

それから、法政では知的・精神的な障害がある人を対象にした事件にわりと特化してクリニックでやっている先生がいるということですが。これは、もちろん公益という観点もあるけれども、それだけでなくて、障害者の生活というのはトラブルの「宝庫」で、法律的な素材が非常に豊富だということ、そういう教育的な観点からも有益であるという話をおっしゃっていて、これは大変印象的でした。

レジュメの③のところの岡山大学からのご報告が、いわばこの第2部のメインでした。西田和弘先生という社会保障法を専門としておられる先生が報告されたのですが、この先生が中心になって、医療・福祉特化型クリニックの実施構想を発表されました。

岡山では、そういう社会的ニーズが非常に多いことでした。また、岡山というのには、もともと弁護士にもこういう分野に関心がある人が一定数いるという素地があるようです。さらに、西田先生御自身が、実際上いろんな社会保障に関する相談を受けておられたという素地もあるようです。それで、そういうニーズに応えたいということでの構想が立てられたようです。

例えば生活保護—これは早稲田でも今考えているところですけども—、生活保護の申請をしたりとか、行政に対する不服申立のやり方かわからないとか、あるいは保育園の入園拒否されたとか、それから医療

事故に対して病院の対応に誠実さがなくて、そういうことなどが相談として考えられるだろうということでした。また、大学なのでどちらかの立場に偏することなく中立的にやりたいということ、医療機関や福祉機関側からの相談も受けていたいということ、例えば患者の個人情報はどう取り扱えばいいかとか、入院患者とか、福祉施設の入所者に対する費用が回収できなかった場合に金銭管理をどうするかとか、あるいは、いわゆる「問題患者」にどう対応したらいいかとか、そういう相談も考えられるだろうということでした。

そういう医療・福祉・社会保障の分野では非常にいろんなニーズがあるが、法律家は必ずしも対応していない、また、その性質上、法律家だけの対応で事足りる場面というのは少ないということが語られました。

岡山大学では平成17年の11月に「専門家ネットワーク」というものをつくって、医療・福祉関係の専門職をそのネットワークに登録をすることをすすめて行っていたようです。それから、去年の10月には医療・福祉リーガル予研研修センターという組織が設立されたということです。まだ本格的な活動はしていないらしいですが。こういうネットワークやセンターと学内の岡山ペリニック法律事務所支所が連携して、そういう分野の相談に、法律的な観点だけではなくて、もっと幅広い観点から対応するというようなクリニックをやりたいというご報告でした。幸い岡山は医学部もあるし、総合大学ですので、そういう総合大学の知というものをこの分野の解決に役立てるといふようなことで、他の箇所と

の連携も図っていききたいというお話をされておられました。

**研究員** これはスタートしているのですか。

**梶嶋** いや、まだスタートしていないです。そういうものを立ち上げるという、多分学内の設計図をつくって、それに基ついて報告されているようでした。

予算の問題とか、それから医療・福祉に絞るのか、あるいは障害者・高齢者みたいなところも含んでもう少し広くしたほうがいいのかとか、いろいろなお話もあるということでした。また、最大の課題として、このクリニックでは非常にいい教育ができると思うが、学生が果たして受講してくれるか、そういう問題もあるということでした。ただ、西田先生によると、医療や福祉や障害者・高齢者というのは、これまで「金に足りない」と敬遠されてきた面があるけれども、これからはまさに「金のなる木」がそこにあるというふうにも考えられるということでした。そういう意味では先進的な試みとしてだけでなく、業務基盤の確立にも役立つということで学生を集められないかと話しておられました。

それから、大宮の刑事クリニックですが、これに関しているいろいろな文献や報告があるので、ここは省略をさせていただきます。最後に1点だけ。先ほど田村先生も、クリニック実施に際してあまり新司法試験のこととは意識していないという話をされていたのですけれども、法政の佐藤先生も、新司法試験との関係を意識するよりは、やりたいことをやったほうが学生の意識も高くていいんじゃないかという話を言っておられました。他方、筑波の山口先生などは、

むしろ新司法試験との関係を意識して、新司法試験に役立つんだというところで理論教育との連携を深めていったほうがいいという発言をしておられたのですけれども、ここは議論のあるところだろうと思います。

**研究員** 法政大学の障害者を対象とするクリニックというのは、何かそれを専門としてやっておられるのでしょうか。

**梶嶋** これは実施済みです。ただ、別に「障害者クリニック」とかいった名称ではやっていなくて、法政大学リエゾン法律事務所、佐藤彰一先生がやっておられるようですよ。やや記憶が曖昧なのですが、たしかプログラムのなかで、障害者に関する話を聞いて、それに関する相談を1件はやるか、何かそういうことを組み込んでおられたのではないかと思います。

**研究員** その手のクリニックの問題は、本当に学生が来るのかという部分ですが、宮川先生、外国人法クリニックは受講者何名でしたか。

**宮川** 去年の秋学期がはじめての正規授業だったんですけど、そのときは2名です。でも今年春に、試行プログラムを実施し5名が参加しました。去年の春も試行プログラムをやりました、8人が参加しました。試行プログラムは単位なしですが、それなりの学生の参加があります。

**梶嶋** 早稲田では一学年300人もの学生がいますから、そういう「物好き」もいるいるでしょう。しかし中小規模の法科大学院になってくると同様に考えられるのかは課題としてあるだろうと思います。私が岡山のこのシンポに行って一番印象的

だったのは、この社会保障クリニックの話で、とてもおもしろい構想だと思いました。だけど、やっぱり学生が本当にそのすばらしさをわかっているか心配だと思いましたが、やっぱりかなり心配だと思いました。

**研究員** やってみたいとわからないと思いますけど、研究者教員の先生自身が自分で授業やっているわけですからね。そんなに悲観することもないんじゃないかな。結構なるほど。その授業を取った人がクリニックも授業登録すると見込めるわけですね。

**研究員** それに他になければ。例えば、先日報告したアメリカのデューク大学についても、デュークであるのは二一卒の関係で、シテナ・フランソング関係のクリニックと、子ども関係のクリニック、そしてタックス関係のクリニックなどがあります。決してそんなにあまりジェネラルなクリニックじゃないですね。だけど、だから学生が来ないかという点、そんなこともないで、それしかなければ実際の事件に触れた人は来るんじゃないかなと思いますけどね。

**笹嶋** ただ、ローヤリソングクリニックという、いわば一般民事クリニックを行う科目はあるわけですね。さっきご報告いただいた北大と同じです。それを榎本先生が岡山大学のこの事務所を使ってやるわけです。そうすると、実際の事件に触れたい学生は、むしろそちらに流れてしまわないでしょうか。

ちなみに、学内の法律事務所というのは、法科大学院棟の1階にあって、小さな受付と小さな弁護士用の机と、楕円形の椅子と、

学生と相談者が一緒に座れるぐらいの椅子が6つぐらいあって、こういうテーブルが1個あって。あまり法律事務所という感じでもありませんでしたが、小さいけれど一応最低限のものはあるという場所でした。

**宮川** 早稲田のクリニック事務所について、田村先生のほうから何か質問とかあれば、また別の観点から考える材料になるかもしれません。いかがでしょうか。

**田村** やっぱりさっきも話の中にも触れたのですが、皆さん、どこもそうだと思うんですけど、相談の収集が一番大変だというところがあるんだと思うのですが、いろいろ苦勞されて集められていると思うんですけど、どういう形でやっておりますか。

**研究員** 基本的にはあまりやっていないですね。何とか、かつかつに。早稲田はたぐさんクリニックがあるので。刑事は当番弁護士と連携するので。そこはそんなに相談件数には困らないですけれども、民事の場合には、今メインになっているのは、大学の法科大学院のホームページと学内の各学部とかに掲示させてもらっているとか、そういうあたりが事実上メインになっているんですね。最初の頃は、例えば新聞記者に頼んでちょっと載せてもらったら、グザツと来たりしていたんですけども、あんまりそれも何度でもできないという感じがあって、しかもそれがドーンと来て断るのが大変で、断るときに結構トラブルになりかけたんです。何で俺の取らないんだ。なんか総長室にまで押しかけたとか、そういうことがあったりして、来すぎるとそれをどう断って、あるいは適切にほうへどう流すとか、そのシステムの中ででき

いなというようなことで、しばらくボーッとあらかいいていたら、来なくなっちゃったということで、今非常に困っています。それでいろいろ議論をして、例えば学内の広報誌みたいなものに載せたりしたらOBが来るんです。そういうのは前から載せていて、それはコンスタントに来ていたんですけれども、あるときからOB誌の編集方針が変わって、載せるなら金をくれという形になったので、あまり載せられなくなりました。

あとは、本当にいろいろ新聞の折り込みチラシなどをこの地域に入れてみたりとかあったんですが、最初はすぐたくさん来たんですけども、柳の下のドジョウかと思っで2回目やったら全然来なかったですね。ということで、実は四苦八苦をしています。

自治体に関しては、幾つかの区役所にチラシを置いてもらったりをしたことがあるんですけども、結構いやな顔というのが、つまり結構いろんな大学からいろんなこと言われたりするので、今回だけですとか、あるいは断られたりとかあったりして、だから広報でどうやって継続的、安定的に多様な相談を集めるかというところについては、われわれの一番の課題ですね。

**研究員** 地方国立はまだ地域独占のところがあって、法律だというのが強みで、市とか協力してもらいやすい。私学だとか何か特定のところで行政が協力するののどうかという議論が常に出るから。

**研究員** だから弁護士会との連携になったら、早稲田だけ弁護士会から法律相談や、事件を回せとかということでは、そもそも早稲田大学自体があまりそういうことを望

まないというのもあるだろうし、それから弁護士会のほうでもちろん多分対応してくれるだろうと思うんですけどね。

**研究員** 早稲田でリーガルクリニックという教育を立ち上げるについて、アメリカだとか、カナダとか、いろんな施設の視察に行っただけですけども、アメリカ、カナダの担当者が、大体共通して言われることは、どんなクリニックをつくるにせよ、目的は何か、学生に何をさせようとするのかを、はっきり設定することが必要であるということを言われました。臨床教育の効用としては、先ほど言いましたように、一般的には学生の学習モチベーションを高めるとか、あるいは座学で学んだことの理解をより深めるということ、あるいは法曹業務の現場を知らせること、あるいは依頼人の置かれている状況、いろんなことかありますけれども、それから面談の技法の難しさを教えることとか、様々なことかあります。

北大の場合、ローヤリソングクリニックというのを設定されたときに、目標として考えられていたことは何でしょうか。また、その目標の到達度はどうでしょうか。そしてその目標がある程度修正することかあるのであれば、どのような修正を考えられておられるでしょうか。

**田村** 私自身が最初このプログラムの策定には関知したわけではないのですが、担当するようになって、やっぱり紛争解決の形を学生にどうやって見せるのかということを常に意識しながらやるようにしていました。ここに書いたこともほとんどそんなようなことをずっと書いたということなんですが、それはそれなりに学生にいろんな

形でロープレイを通じたり、あるいは本来の法律相談を通して見せていくことはできているのかなという感じはしています。ただ、課題がやっぱりあります、今日も質問の中にも出たんですけれど、ロープレイング・クリニクスという科目で15コマ、あるいはクリニクスだったら学生は2回しか体験しないという、もう少し学びたいというところで終わってしまうというよ

うな、ある意味では消化不良を起こす学生がいたり、消化不良ではないまでも、学生によって与えられる法律相談の素材にやっぱり出来・不出来があったり、提携した形がやっぱり整っていないかったり、これは生きた事例を使う以上はやむを得ないところなのかなというふうに思うのですが、やっぱりそういうある意味での収まり所の悪さを常に感じながらやっているというところが、自分なりの消化不良の原因でもあるのかなと。

**研究員** どういうような改善とか、そういうのはいかがですか。

**田村** やっぱりいい素材をとにかく集めるための工夫をどうやってしていくのかなというところで、去年までは札幌弁護士会のホームページには、経緯の議論で弁護士会の法律相談と混同されるかということで載せることを認めてはもらっていなかったのですが、さすが相談数が目減りしていますので、今期の募集からは弁護士会のホームページの中に、要するに弁護士会に法律相談したい人がアクセスする中で目に触れるような、そういう部分に載せてもらうこととで来週から使用してみたいかなことから始める。

**研究員** 弁護士会がOKしたんですか。

**田村** ええ、弁護士会がOKしてくれて。研究員 今、無料の法律相談というのは、法テラスとの関係のやつだけなんですかね。

**田村** 札幌弁護士会の中では多重債務解決という特定分野だけです。

**研究員** そういう意味で言うと無料、あとは当然役所の法律相談ですね。

**田村** 役所も無料ですね。

**研究員** 弁護士会のページに来て無料相談ということになれば、来る人は結構来るんじゃないですかね。

**研究員** しかも1時間も話を聞いてくれる。

**研究員** ちょっと東京ではまずあり得ないから。ただ、一般的に相談が減っているでしょう。

**研究員** クレサラの相談なんかは減っているのではないですか。

**田村** そうですね。東京から比較すると、札幌はまだクレサラは、あと来年ぐらいがピークで、5年後ぐらいにはかなり相談数が減っていると推測しています。

**研究員** まだ多いですか。

**田村** まだ多いですね。予定枠を増設して臨時の相談を設けてやっているぐらいですね。

**研究員** あと、最近は無料法律相談一覧みたいなものがどこかにあるんですかね。本とかサイトとかそういうところに。そういうのを見て相談に来る人も一定数いますよ。本で見たんですとか。この間も何かある大学の学生がそんな感じで相談に来ていました。

**研究員** 早稲田のプログラムをつくることに、カリキュラムの中で構造的に、最低限、弁護士倫理とか、あるいは依頼者の聞

き取りをコミュニケーションでやって、そして最終段階で、現実の依頼人と接するリアル・クリニクスというように、カリキュラムの構造を持たせるようなことを割と考えています。しかし、学生の受講を考えるとなかなか構造をそのまま維持するというのは難しいなと思います。そういうカリキュラムの構造という点で、2単位という科目の限定はありますけれども、このロープレイングとクリニクスを引付けられているというのは大変いいことなんじゃないかなと思うんですね。どうしても大学にやってくる依頼人の事案ですから、学生の経験というのは限定される。そして消化不良のような感じも学生が持つということもおっしゃいましたけれども、でも、その準備段階としているんなことを疑似体験ということとでなさっていますよね。コミュニケーションの手法を使って。

**田村** そうですね。

**研究員** 全般的に学生はこういう法律の問題があり得るんだということを、コミュニケーションで経験した上で、具体的な現実の事例に接するので、必ずしも今田村先生がおっしゃったような、消化不良でこの科目を終えるのではなくて、座学、プラス、コミュニケーション、そして現実の法律相談が経験ができるという科目構成になっているかと思えますね。

**田村** ありがとうございます。私もそれは認識しているつもりで、やっぱり弁護士倫理はロープレイングの第1講に学ばせる科目としてやっぱり絶対外せないだろうなと、こだわりのあるんですね。そんなようなこだわりと言うと、やっぱり1人の教員がその考え方がいいかどうかは別に、

あるいは水準に達しているかどうかは別に、普通にやっている弁護士が何をやっているかということ、それを伝えることが大事なんだろうなと考えています。それから法務研究財団で整理していただいた2つのマインド、7つのスキル、やはりそういう整理に沿って、常に学生を鍛えるという視点からやるということが重要なんだろうなと考えています。もともと、それを15コマでとか、あるいはロープレイングの8コマでどこまで伝えられるのかなという不安もあるのですが、でもこれが例えば訴状とか答弁書をつくることで1コマ1コマ設けると、また学生は学生で通読したり読きたりするのかなという感じもどつかにあたりして、だったら凝縮して今やっているところあたりが、とりあえずはまず法科大学院開設の3年目、4年目としてはいいスタートなのかなというふうに思っています。

**研究員** ロープレイング授業での証人尋問の実習というのは、これは具体的に何をやるんですか。

**田村** 授業では、要するに証人尋問をロープレイングで学生の前で演じてみせるんです。学生にも尋問をやる代理人役をロープレイングの役割として与えます。今期でしたら証人尋問を2回やりました。主尋問と反対尋問をやったんですね。

**研究員** 結構準備がいりますね。

**田村** 準備が必要ですね。

**研究員** ロープレイングの授業だから、かなりいろいろやっておられるんですね。

**田村** そうですね。

**研究員** 科目としてはあるわけですか。

**田村** いや、科目としては模擬裁判がな

いものですから、それでローヤリソングの中に入れてやっています。

**研究員** 結構模擬調停とか、証人尋問とか、ローヤリソングの中でかなりいろいろシミュレーション型のをやっておられて、結構授業の内容が盛りだくさんですね。

**田村** そうですね。

**研究員** かなり負担ですね。

**田村** 負担は負担なんですが、私は必ず全員のレポートを添削するんですね。そうすると、大体誰にあてて発言させようか、授業の後半の双方向の授業なんかでも、だれに当てたらいいのかとか、流れがどうなりそうかとか読めるものですから、そこで何とか踏み止まっているという感じですね。証人尋問は学生から拍手が起きるぐらい、学生も楽しみにして毎回準備をしますし、またうまく聞けなかったと、がっかりする学生も多かったですりして悲喜交々で楽しいですね。

**研究員** 北大の場合、実務家教員の任期は6年任期ですか。

**田村** 5年ですね。最初3年で任期2年更新したものですから、来年いっぱいまで一旦終了というところですね。

**研究員** 任期を切ったほうがいいのか、それとも継続的な形態のほうがいいのか。あるいは大学では任期が切られているけれども、次の大学に行こうとか思われるとかありますでしょうか。早稲田大学の法科大学院を立ち上げるときの議論では、研究者教員が議論の中心だったので、実務家教員に教えていただけの生の経験というのは、いつも生の事件にタッチしてもらっているからであって、イキのいい事件にイキの

い先生がタッチされていくこそ価値がある。実務家教員が大学の中に入ってしまうとその価値が減少してしまう。それが何年もずっと続いてしまえば実務家教員という定義には合わなくなってしまう。だから実務家教員というのは任期を切ったほうがいいというような意見もあつたんです。そういうようなことについて、どのように思われますか。

**田村** 私個人の意見としては任期を切つてやるべきだと思っています。それは東京と札幌の違いもあるとは思いますが、札幌の場合にやっぱりこういう形で学生の教育に携われる機会を得られる弁護士って少ないんですね。そういうことを望む弁護士もそれほど多くないですし、きつと好きこのんでやれる人も少ないんだらうなというふうに思っています。そうすると、やる1人の教員にかなり加重的負担がかかってくるんです。僕の隣の部屋の実務家教員も同じなんです。もう80枚のレポートを毎週添削しているという、そういう教員もいますので、そうするとやっぱり自分のモチベーションを一気に保たせた中で継続できる期間というのは、3年とか5年とか6年だとか、やっぱりそういう期間だと思っすし、そのかわり任期を切った以上は、特に後半の任期では学校にも言いたいことも言わせてもらおうかみたいな、そういう気分にもなれますし、やっぱり任期を切つてやるほうが、札幌の自分にとっちはいいんだらうなというふうに思っています。

**研究員** 多分それは、東京以外の場合、実務家教員の仕事というのは負担で、負担はみんな負担しようということですね。

**田村** そのとおりだと思います。

**宮川** そろそろ予定しておりました時間が参りましたので、このあたりで、セミナーを閉じたいと思います。田村先生、札幌先生どうもありがとうございました。

臨床法学セミナー 第2号 (臨床法研究資料集)

1. 「北海道大学における臨床法学教育」

2. 「大学附設法律事務所の課題

—岡山大学クリニック開設シンポジウムの報告—」

2008年2月10日 発行

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所

<Rinshohoken-jimu@ist.waseda.jp>